

令和6年10月11日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和6年10月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

事務局の出席者は9名である。

**事務局** 皆さん、おはようございます。10月総会の開催に当たり報告をいたします。  
本日は、現委員数24名中24名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。  
それでは、よろしく申し上げます。

**議長** 皆さん、おはようございます。ただいまより10月の農業委員会総会を開催いたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、審議番号22番につきましては、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号2番と関連のある案件でございますので、第1号議案の審議番号22番と第4号議案は一括して議題といたします。  
なお、審議番号17番は、議席番号\*\*番の\*\*\*\*委員が譲受人の\*\*であり、同居の親族に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたします。よって、第1号議案は、先に審議番号17番を審議し、次に、審議番号17番及び22番を除く全ての議案を審議いたします。  
それでは、第1号議案の審議番号17番を議題といたします。  
議席番号\*\*番、\*\*\*\*委員の退席を求めます。  
それでは、事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
5ページをお願いいたします。  
所有権移転、西部地域、審議番号17番の1件です。  
以上、審議番号17番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いました。不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了し、採決をいたします。  
第1号議案の審議番号17番について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号17番は可決されました。  
審議番号17番の審議が終了しましたので、議席番号\*\*番の\*\*\*\*委員の出席を求めます。  
\*\*\*\*委員に報告をいたします。審議番号17番は可決されました。

委 員 ありがとうございます。

議 長 続きまして、審議番号17番及び22番を除く第1号議案を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、審議番号1番から4ページの審議番号13番までの13件です。  
5ページをお願いいたします。  
西部地域、審議番号14番から審議番号17番を除く6ページ審議番号21番までの7件です。  
以上、審議番号17番及び22番を除く、審議番号1番から審議番号21番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案の審議番号6番、8番、9番、10番、20番及び21番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当委員より報告をお願いいたします。報告をお願いします。

**委 員** 審議番号6番の案件につきまして、9月11日に申請人の\*\*\*\*氏と、私、農業委員、推進委員、事務局職員がヒアリングを行いましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、田主丸町志塚島の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は54歳、妻の年齢は50歳です。申請人は、現在、大分県別府市に住んでおり、今回、田主丸町以真恵の住宅を購入するとともに、その住宅に隣接する農地を売買にて取得し、移住の上で農業を始める予定です。農作業は主に妻が行い、申請人が手伝うとのことです。営農計画は、大豆、ダイコン、トマトを栽培する計画となっております。農業経験は、知人の農地で水稻や野菜の栽培を5年ほど手伝っています。栽培技術については、移住後、地元の農家の方々と交流を深め、熟練した農家の方へも相談ができるようにするとのことです。収穫物は、自家用野菜として消費するため、販売の予定はありません。農機具については、現在、くわやショベルを所有していますが、状況により、ほかの農機具も購入する予定です。

ヒアリングをした結果、申請人のやる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、10月2日の東部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリングの結果について報告を終わります。

**委 員** 審議番号8番、9番の案件につきまして、9月25日に、申請人の\*\*\*\*氏と、私、農業委員、推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、田主丸町地徳の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は41歳です。申請人は福岡市東区に住んでおり、大分県由布市湯布院町で旅館を5軒、カフェを1店舗経営しています。農作業は週に3日ほど、申請人及び妻が農地に赴き、作業を行う予定ですが、それとともに、農地のある竹野校区で申請人が経営する宿泊施設の従業員を定住させて栽培管理を行うとのことです。営農計画は、水稻、トマト、キュウリを作付す

る計画です。将来的には、ビニールハウスで野菜の栽培を行い、年間を通じて複数回の収穫を可能にし、自身が経営する宿泊施設等で安定的に供給できるよう計画されています。\*\*\*\*氏は、農業経験はありませんが、従業員の中に由布市で農業を営む者がおり、指導的な立場で営農に携わってもらおう計画です。収穫物の販売計画はありませんが、経営する宿泊施設で供給を行います。農機具については、田植機、トラクター、コンバイン、軽トラックなど必要な農機具をリースで導入する予定です。

ヒアリングをした結果、申請人のやる気も見受けられ、今後の活躍も見込めると考えられます。

また、ヒアリング結果について、10月2日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上でヒアリング結果について報告を終わります。

**委 員** 審議番号10番の案件につきまして、9月19日、申請人の\*\*\*\*氏と、私、推進委員、事務局職員がヒアリングを行いましたので報告をいたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、田主丸町殖木の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得となります。申請人の年齢は45歳です。申請人は、取得農地に隣接した住居に住んでいます。農作業は主に申請人本人が行い、申請人のおばが手伝うとのこと。営農計画は、ゴーヤ、ミニトマト、ナスを栽培する計画となっております。農業経験はありませんが、主にインターネットや本を活用し、習得していく予定です。また、近隣の農家の方へも相談できるようにすることです。収穫物は自家用野菜として消費するため、販売の予定はありません。農機具については、現在、くわ、耕うん機を所有しています。

ヒアリングをした結果、申請人のやる気も見受けられ、今後も適切な農地の維持管理が見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、10月2日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委 員** 審議番号20番、21番の案件につきまして、9月19日に申請人の\*\*\*\*氏と私、推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、三潴町玉満の農地を売買にて取得し、農業を始める

予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は74歳です。申請人は、今回の申請地から徒歩で1分のところに自宅があります。農作業は申請人本人が行うとのこと。営農計画は、野菜を作付する計画となっております。\*\*\*\*氏は5年間の農業経験があり、就農後は農家である実家から助言を受けながら農地の管理をやっていきたいとの考えをお持ちです。農機具については、草刈機、耕うん機、消毒器、スコップ、クワを所持しています。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、10月3日の西部審査会へ報告を行い、問題ないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いします。はい、どうぞ。

委員 3ページの8番、9番の分ですけれども、この\*\*\*\*さん、この方が久留米市に農地を求められたわけをご説明いただけますか。

議長 担当の田主丸事務所より説明をお願いします。

事務局 説明します。御質問の件ですけれども、申請人の\*\*\*\*氏については、数回の電話の確認、それから数回の来訪、そして、新規就農ヒアリングというふうな形の手順を取っております。

こちらの方は、非常に日本語も流暢にお話しされて、学生時代から日本のほうに留学して、それで経営を学んでというふうな形で、現在まで湯布院のほうに、報告がありましたとおり旅館を5軒、福岡市にアパート、マンションというふうな形で計2件、カフェも経営されています。なぜこちらの田主丸かということで、確認をいたしましたところ、現在、この方は福岡市の東区のほうに住んでいるんですけども、そこから毎日、高速に乗って湯布院まで通勤をしている。大変だろうと思うんですけども、昨今の米の価格高騰などで、旅館のお客さんに供給する米や野菜等が非常に不足したと。お金はあるんですけども、物がなかったというところで、事業展開として農業部門を最終的には立ち上げたいということでした。事業計画も店舗

もしっかりしておりました。

**議 長** 質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はないようですので、終了いたしまして、採決をいたします。  
審議番号17番及び22番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、審議番号17番及び22番を除く第1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、第2号議案は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号8番と関連のある案件でございますので、第4号議案と一括して議題といたします。  
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 9ページをお願いいたします。  
第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。  
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
西部地域、1番から10ページ、3番までの3件です。  
1番、申請地、大善寺町宮本、田、10筆、計6,928m<sup>2</sup>のうち27.75m<sup>2</sup>。申請理由、申請地に営農型太陽光発電設備を設置するもので、転用部分は支柱のみです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。  
2番、申請地、津福本町、田、2筆、計188.31m<sup>2</sup>。申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するものです。農地改良行為です。  
10ページをお願いいたします。  
3番、申請地、藤山町、田、2筆、計4,161m<sup>2</sup>。申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの、農地改良行為です。農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。  
なお、審議番号1番及び3番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でござい

ます。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。  
西部審査会より報告をお願いいたします。

**委 員** 西部審査会について報告します。  
審議番号1番、地図ナンバーは2番です。転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置するものです。申請地は、西鉄安武駅から南へ約580mのところに位置します。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。本案件は、平成30年11月に既に許可を得ており、今回は2回目の更新手続となります。転用面積は、発電パネルの支柱360本、申請地の周囲を覆うフェンスの188本、電柱9本の面積のみであり、転用期間は、令和6年11月15日から3年間です。地上より2mから3m強の位置に太陽光パネルを設置し、その下でレンゲソウを栽培する計画となっております。レンゲソウは飼料として出荷する予定です。  
今回の更新にあたり、毎年の報告書に基づいて、地域の平均的な単収の8割は確保されており、更新については問題がないものと思われま。JAみづまの理事である認定農業者より、日陰での育成環境や収穫量の確保など、特に問題がないことの見解書を頂いています。  
続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは3番です。転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、令和6年10月30日から令和7年10月29日までの予定で、改良後は野菜を作付する計画となっております。申請地は、西鉄津福駅から北へ約580mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されま。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、法面施工及びコンクリートブロック、L型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。  
続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは4番です。転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、許可後から令和7年4月30日までの予定で、

改良後は米、麦を作付する計画となっています。申請地は、久留米工業大学から東へ約760mのところに位置します。農地区分につきましては、農用地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上3件につきまして、担当の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないものと判断しております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議 長** 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

**委 員** 審議ナンバー1番の営農型太陽光発電設備を設置するという件について、ちょっとお尋ねいたします。

一般的には、他の資材置場とか駐車場の場合は、一時転用の期限3年ということで、期限後は農地に戻すということだったかと思いますが、営農型太陽光発電設備については更新ということで、一時転用に対して更新というのは、一般的にはなじまない言葉だと思うんですけど。この太陽光発電設備の施設に関しては、一応、農地としては機能するというので、原則として、この太陽光発電システムの場合に限って、更新とかというのが認められるのでしょうか。

ちなみに、資材置場とか駐車場の場合は、更新とかということはないと思うんですけど、そこら辺も併せてお答えをお願いします。

**事 務 局** 営農型太陽光発電設備の設置については、お見込みのとおりで、更新が可能ということになっています。ほかの資材置場等については、農用地であれば3年、農用地以外であれば5年になっていますけど、一応、その期限の範囲内であれば更新は可能です。

でも、それ以上の長い更新はできないので、例えば、農用地で1年間の一時転用をしていて、やっぱりあと2年延ばしたいというときに、3年間を限度に延ばすことは可能です、資材置場であっても。ただし、3年間に限られるので、3年後に

は農地に戻してもらおうということになっています。

委員 実際、発電設備で太陽光がかなり遮断されているので、下のほうでいろいろ作物を作っても、日光が当たりませんので、非常に作物は減少するんじゃないかと思われるんですけど、その点いかがですか。

事務局 収穫量は減少しますが、平均的な単収の8割は確保しなさいとなっていますので、その8割の単収が取れるような遮光率になるように計画して、営農型太陽光のパネルを設置されています。間隔を空けるとか、角度を調整するとかで。一応、日照率がどれぐらいというのが、お手元の資料には付けていませんけれども、申請書上は、入ってまして、ここは遮光率が何%で、その遮光率に対して、レンゲソウであれば、日陰でも育つということで申請されてきています。なので、確かに収穫量は落ちますけど、平均的な地域の単収の8割が取れるようにという計画で出されてきています。

委員 分かりました。

議長 はい、どうぞ。

委員 その件につきまして、実際に現地を、\*\*\*\*委員さんと一緒に見に行きまして、今回、今は、もう何も植わっていない状態なんですけども、今年の3月、4月にも収量調査ということで確認に行っております。

レンゲの平均的な単収と言われても、ピンとこなかったんですけど、いわゆるこのくらいですよという数字は分かっておりました。ただ、この営農型太陽光発電に関して、やっぱりいろいろ考えるのは、農業なのか太陽光発電なのかということ考えた場合に、農業をしづらいような農地にそういうものを建てるというのは、ものすごく有効じゃないかなと思うんですね。特に、今問題になっています遊休農地あたり、そういったところに建てて、しかも、下で農作物が栽培できるということであれば、理想的かなと思うんですけども。なかなか太陽光発電の下は苦勞されているのも事実です。ここの方も随分苦勞されまして、うちにも何回も来られたんですけど、ああしたらいいんじゃない、こうしたらいいんじゃないということを助言しますが、やはりギリギリ、どうかすると、ちょっと8割を下回ったりするような

こともありました。

さらにレンゲとして考えると、いわゆるそれなりの収入を得られるかとなると、なかなか得られないみたいなんですよね。農業というからには、やっぱりその農作物を販売して対価をもらうというのが営農型だと思うんですけども。そういう意味では、今後、こういう申請が上がってきたときに、我々は本当に真剣に考えて、そこでお金が取れるのか、農業がやっていけるかのということを本当によく検討して許可を出さないといけないかなというようなことを考えております。

ちょっと質問の内容とは違いますけど、そういったことを常日頃感じていますのでお知らせいたします。

**議 長** どうもありがとうございます。

**委 員** すみません、ちょっと関連でお伺いします、事務局に。

最初予定していた農作物が、単収8割も、売り上げも上がらない場合、農産物を変える、作物変更しますと。それはできるのでしょうか。変更届か何か必要なのでしょうか。また、可能の場合、予定していた農作物が採れなかった場合に、更新のタイミングで、次の作物、またその次の違う作物と、いつまでたっても農産物収量や販売収量が上がってこなくても、申請だけはやれるという形になるのではないのでしょうかね。

**事 務 局** 変更する場合は、また、それに対しての遮光率とかで、育成できるのかとか、そういう書類は必要です。平均的な地域の単収が取れるかというのがあって、それについては、8割を満たせない場合とかは、農業委員会とか事務局も含めて、指導もしなくてはならないようになっています。

**委 員** 悪質な場合はどうなのでしょう。

**事 務 局** 今年の4月から、農水省の事務局長通知から、農地法施行規則に法律として定められて、より厳格に法律上での縛りというか、法律にのっとってできるようになりました。その中に、悪質でちゃんとしないところについては、太陽光を所管しているところに通知を出して売電をストップさせるというようになっています。それと併せてその事業者を公表するようになっています。なので、新聞等にも載ってしまし

たけど、全国的には売電がストップした事例も複数あります。

委員 自分の畑や田んぼでやっているだけならいいが、借地でしていると、この後、撤去するか撤去しないか、難しい問題になってしまいませんか。

事務局 それも法定化されて、撤去するための誓約書を今回出させていますし、撤去するための費用についても、更新の際に毎回確認しています。撤去費用の見積りを取らせて、それに対してお金を持っているかというのを確認はしています。

委員 ありがとうございます。

議長 他に質疑はございませんでしょうか。  
それでは、質疑がないようですので、3号議案について採決をいたします。  
3号議案について賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
なお、第3号議案の審議番号1番及び3番は、許可相当として、県農業会議で意見聴取をいたします。  
続きまして、第1号議案の審議番号22番、第2号議案及び第4号議案を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地の区分地上権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
7ページをお願いいたします。  
区分地上権設定、東部地域、審議番号22番の1件です。  
こちらは、営農型太陽光発電設備を設置するものに伴い、区分地上権を設定するものです。  
第4号議案、2番と関連案件です。本件は、令和3年に営農型太陽光パネル設置の

ために地上権の設定をしていましたが、営農型太陽光の一時転用期間を更新するにあたり、地上権設定も更新するものです。

以上、審議番号22番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いました。不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、荒木町白口、田、畑、9筆、計4,006m<sup>2</sup>。

申請理由、転用目的、転用面積及び施工期間を変更するものです。

変更内容は、転用目的を特定建築条件付売買予定地（17区画）から、特定建築条件付売買予定地（25区画）へ、転用面積を4,006m<sup>2</sup>から6,073m<sup>2</sup>へ、施工期間を令和6年4月21日から令和8年9月30日だったものを、令和6年4月21日から令和9年10月31日までに変更するものです。

こちらにつきましては、令和6年4月16日付にて、5条許可がなされたものです。

地図ナンバーは1、第4号議案8番と関連案件となります。

11ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番から12ページ7番までの7件です。

1番、申請地、善導寺町木塚、畑、2筆、計1,336m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（5区画）として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、山本町耳納、田、2筆、計1,609m<sup>2</sup>のうち18.59m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を借り受けて、営農型太陽光発電設備を設置するもので、転用部分は支柱のみです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第1号議案22番と関連案件となります。

3番、申請地、田主丸町以真恵、田、1筆、476m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町志塚島、畑、2筆、計365.29m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、田主丸町殖木、畑、3筆、計392m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、田主丸町森部、畑、1筆、136m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を譲り受けて、車庫を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、田主丸町八幡、畑、1筆、191m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13ページをお願いいたします。

西部地域、8番から14ページ、13番までの6件です。

8番、申請地、荒木町白口、田、畑、10筆、計6,073m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（25区画）として利用するものです。農地区分は第1種農地と第3種農地ですが、第1種農地につきましては、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。農地法第4条による同時許可申請で、第2号議案1番と関連案件となります。

9番、申請地、大善寺町宮本、田、1筆、668m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場として利用するものです。

14ページをお願いいたします。

10番、申請地、野伏間一丁目、田、4筆、計4,878m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（17区画）及び宅地分譲（2区画）として利用するものです。

11番、申請地、宮ノ陣町大杜、田、2筆、計2,965m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（10区画）として利用するものです。

12番、申請地、宮ノ陣六丁目、畑、1筆、275m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。

13番、申請地、安武町安武本、田、1筆、223m<sup>2</sup>。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

なお、審議番号1番、2番、8番及び10番につきましては、県農業会議の意見聴取

案件でございます。

以上で説明を終わります。

**議長** 説明が終わりましたので、続きまして、審査会からの審査結果報告を受けたいと考えます。  
それでは、東部審査会よりお願いいたします。

**委員** 東部審査会の5条申請について報告します。  
審議番号1番、地図ナンバーは5番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（5区画）として利用するものです。申請地は、善導寺小学校から西へ約700mのところ position します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して新設する前面道路の側溝から、西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、新設する前面道路に埋設予定の下水道管を経由して、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、重力式擁壁、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは6番です。転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置するものです。申請地は、屏水中学校から南東へ約600mのところ position します。農地区分については、農用地区域内にある農地ですが、転用目的は一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

本案件は、平成27年11月に既に許可を得ており、今回は3回目の更新手続となります。転用面積は、支柱94本、電柱3本、面積18.59m<sup>2</sup>のみであり、転用期間は令和6年11月30日から3年間です。地上より2m弱から3m弱の位置に営農型太陽光パネルを設置して、その下にハランを栽培する計画となっております。ハランは、通常、山林の杉林の下に群生しており、太陽光パネルでできる日陰が適しているということでもあります。

今回の更新にあたり、毎年の報告書に基づいて、地域の平均的な単収の8割は確保されており、更新については問題がないものと判断しております。福岡県花卉農業協同組合福岡市花市場より、現在の生育状況や営農状況など特に問題ないことの意味

見書をいただいております。

また、営農型太陽光の所有者と耕作者が別のため、上空を占有するにあたり、区分地上権を設定するため、農地法第3条を同時に申請されております。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは7番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、川会小学校から南西へ約250mのところの位置します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、東側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は川会小学校から北へ約360mのところの位置します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、既設の石積み及び法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは9番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、田主丸小学校から南東へ約700mのところの位置します。農地区分については、田主丸総合支所から1km以内、宅地化率40%以上の区域にある農地でありますので、第2種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは10番です。転用目的は、車庫を建築するものです。申請地は、水縄小学校から北東へ約1.4kmのところの位置します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であ

り、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、東側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは11番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、柴刈小学校から南西へ約100mのところ position します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が、隣接土地と同一事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、浸透桝にて排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、法面施工及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上7件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

**委 員** 続きまして、西部審査会の5条申請について報告します。

審議番号は8番、地図ナンバーは12番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（25区画）として利用するものです。申請地はJR荒木駅から北西へ約700mのところ position しております。農地区分につきましては、第1種農地と第3種農地が混在しておりまして、南東側の1筆については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と病院がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。残りの9筆については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して新設される道路側溝から北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、新設する道路に埋設予定の下水道管を経由して、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロック及び重力式擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは13番です。転用目的は貸露天駐車場として利用するものです。申請地は、筑邦西中学校から東へ約430mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び溜柵を経由して西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、法面施工及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは14番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（17区画）及び宅地分譲（2区画）として利用するものです。申請地は、JR荒木駅から北東へ約1kmのところに位置しております。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して、新設する道路側溝から南側の道路側溝へ排水します。汚水・生活雑排水につきましては、新設する道路に埋設予定の下水道管を経由して、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号は11番、地図ナンバーは15番です。転用目的は、特定条件付売買予定地（10区画）として利用するものです。申請地は、西鉄学校前駅から南東へ約440mのところに位置しております。農地区分につきましては、西鉄学校前駅から約500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して新設する道路側溝から西側の道路側溝へ排水します。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、新設する道路の側溝から西側の水路へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番、地図ナンバーは16番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、西鉄五郎丸駅から北東へ約360mのところに位置しております。農地区分につきましては、西鉄五郎丸駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番、地図ナンバーは17番です。転用目的は、自己用住宅で

すが、既に土盛り済みであったので、始末書付の申請となっております。申請地は、西鉄津福駅から西へ約540mのところの位置しております。農地区分につきましては、西鉄津福駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して南西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上6件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。報告のほうが終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了しまして、採決をいたします。

なお、採決にあたりましては、第1号議案の審議番号22番、第2号議案及び第4号議案の3つに分けて採決をいたします。

それでは、第1号議案の審議番号22番に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号22番は可決されました。

続きまして、第2号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。

続きまして、第4号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
なお、第4号議案の審議番号1番、2番、8番、10番は、許可相当として、県農業  
会議へ意見聴取いたします。  
それでは、続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。  
第5号議案、非農地証明について。  
非農地証明願が提出されたので付議いたします。  
西部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、小森野五丁目、畑、1筆、166m<sup>2</sup>。現況、宅地。証明理由、建築  
物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。  
地図ナンバーは18です。  
以上で説明を終わります。

議 長 ただいま、事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、  
挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、ただいまから採決をいたします。  
第5号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第5号議案は可決されました。  
続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名  
簿への登録申請についてを議題といたします。

なお、審議番号2番は、議席番号\*\*番の\*\*\*\*委員が譲受人の\*\*であり、同居の親族に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたします。よって、第6号議案は、先に審議番号2番を審議し、次に、審議番号2番を除く、全ての議案を審議いたします。

それでは、第6号議案の審議番号2番を議題といたします。

議席番号\*\*番の\*\*\*\*委員の退席を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

**事務局** 16ページをお願いいたします。

第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。

審議番号2番の1件です。

2番、申請人、小森野六丁目、\*\*\*\*、経営面積1万6,593m<sup>2</sup>。農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

**議長** 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

ただいまから採決をいたします。

第6号議案、審議番号2番について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

**議長** ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案、審議番号2番は可決されました。

審議番号2番が終了いたしましたので、議席番号\*\*番の\*\*\*\*委員の出席を求

めます。

\*\*\*\*委員へ報告をいたします。審議番号2番は可決されました。

委員 ありがとうございます。

議長 続きまして、審議番号2番を除く第6号議案を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 16ページをお願いいたします。

第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番から2番を除く4番までの3件です。

1番、申請人、大橋町常持、\*\*\*\*、経営面積、4万796m<sup>2</sup>。農用地利用集積計画に従い利用すると認める。

3番、申請人、北野町陣屋、\*\*\*\*、経営面積5万1,397.34m<sup>2</sup>、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

4番、申請人、三潞町田川、株式会社\*\*\*\*、経営面積16万4,913.38m<sup>2</sup>、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。質疑は、ございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑がないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。  
審議番号2番を除く第6号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、審議番号2番を除く第6号議案は可決されました。  
続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 17ページをお願いいたします。  
第7号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から6番までの6件です。

1番、所在地、大橋町常持、田、1,896m<sup>2</sup>。推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、草野町吉木、畑、3筆、計4,915m<sup>2</sup>。推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、小森野六丁目、田、1,992m<sup>2</sup>。推進機構への売渡しとなります。

4番、所在地、大善寺町宮本、田、2筆、計2,437m<sup>2</sup>。推進機構からの買入れとなります。

5番、所在地、大善寺町夜明、田、4,607m<sup>2</sup>。推進機構への売渡しとなります。

6番、所在地、宮ノ陣町大杜、田、2筆、計4,065m<sup>2</sup>。推進機構からの買入れとなります。

18ページをお願いいたします。

第2区、7番から10番までの4件です。

7番、所在地、田主丸町以真恵及び田主丸町菅原、田、3筆、計4,818m<sup>2</sup>。推進機構への売渡しとなります。

8番、所在地、田主丸町竹野、田、2筆、計2,409m<sup>2</sup>。推進機構への売渡しとなります。

9番、所在地、田主丸町牧、田、3筆、計6,423m<sup>2</sup>。推進機構からの買入れとなります。

10番、所在地、田主丸町牧、田、5,967m<sup>2</sup>。推進機構への売渡しとなります。

第3区、11番の1件です。

11番、所在地、北野町陣屋、田、3,745m<sup>2</sup>。推進機構への売渡しとなります。

19ページをお願いいたします。

第4区、12番の1件です。

12番、所在地、城島町檜津、田、2筆、計3,277m<sup>2</sup>。推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から12番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第7号議案につきまして、賛成の方は、挙手を願います。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て、通知いたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の撤回願について。

事務局の説明を省略いたします。

ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議 長** 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決された案件で、条項、字句、

数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

「異議なしの声」

**議 長** 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、5番、柿本正信委員、17番、中村裕委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。